

鳥取県人・農地問題解決加速化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県人・農地問題解決加速化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農組織）の確保及び地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付要綱」という。）に基づく、別表の第1欄に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 事業を行う市町村は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中

「その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定」とあるのは、「その変更等について中国四国農政局長の承認を知事が申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(遂行状況報告の時期等)

第7条 市町村長は、本補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日。
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日。ただし、国から県に対し当該補助金の全額が概算払いにより交付された場合は、翌年度の4月20日とし、知事はその旨を市町村長へ通知するものとする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定前着手届)

第9条 市町村長は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の着手が必要な場合は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、理由を記載した交付決定前着手届を知事に提出すること。

(提出書類について)

第10条 規則、この要綱、国実施要綱及び国交付要綱の規定により市町村長が知事に提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センター）の長を経由して提出するものとする。

(雑 則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 2 鳥取県人・農地問題解決推進事業費補助金交付要綱（平成25年6月24日付第201300040316号鳥取県農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は廃

止する。ただし、旧要綱の規定により交付決定を受けた補助事業に関しては、旧要綱は、この要綱の施行後もなお効力を有する。

- 3 この要綱は、平成27年5月7日から施行し、平成27年度事業から適用とする。
- 4 この要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年度事業から適用とする。
- 5 この要綱は、平成29年5月31日から施行し、平成29年度事業から適用とする。
- 6 この要綱は、平成31年4月23日から施行し、平成31年度事業から適用とする。
- 7 この要綱は、令和2年5月8日から施行し、令和2年度事業から適用とする。

別表

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 重要な変更
1 人・農地プランの実質化活動	国実施要綱第2の1に規定する人・農地プランの実質化のための次の取組に要する経費* (1) 農地の所有者等への今後の農地利用のアンケートの実施 (2) 地図による現況把握 (3) コーディネーター役を担う者を対象とした研修の実施 (4) 集落・地域における話し合いを行うための会合の開催 (5) 人・農地プランの実質化に向けた専門家（コーディネーター役）派遣 (6) 検討会の開催 (7) 人・農地プランの周知、フォローアップ等	10/10	1 補助金の増額及び3割を超える減額 2 補助事業の新設及び中止
2 農業経営改善計画のフォローアップ等に係る専門家派遣	国実施要綱第2の3に規定する農業経営改善計画のフォローアップ等に係る専門家派遣に要する経費		

*工事請負費又は委託費に係る経費については、県内事業者が実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めたときは、この限りでない。

〇〇年度鳥取県人・農地問題解決加速化支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

*承認された国実施要綱第4の1に定める市町村事業実施計画（別紙様式第1号）の写しを別紙として添付すること。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） （A+B）	負 担 区 分		備 考
		補助金 （A）	その他 （B）	
1 人・農地プランの実質化活動 （1）アンケートの実施 （2）地図による現況把握 （3）研修の実施 （4）集落・地域の話合い （5）専門家（コーディネーター役）派遣 （6）検討会の開催 （7）人・農地プランの周知等 2 農業経営改善計画のフォローアップ等 に係る専門家派遣	円	円	円	
合 計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 人・農地プランの実質化活動 (1) アンケートの実施 (2) 地図による現況把握 (3) 研修の実施 (4) 集落・地域の話合い (5) 専門家（コーディネーター役）派遣 (6) 検討会の開催 (7) 人・農地プランの周知等	円	円	円	円	
2 農業経営改善計画のフォローアップ等に係る専門家派遣					
合 計					

6 添付書類

- (1) 国実施要綱別紙様式第1号の事業完了報告書（実績報告書の場合に限る。）
- (2) 事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県人・農地問題解決加速化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付（番号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県人・農地問題解決加速化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県人・農地問題解決加速化支援事業費補助金交付要綱（平成26年4月24日付第20140015122号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月28日付23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

